



お墓の悩み
相談室

手続き編

墓所使用許可証^{*1}

※ 名義変更と管理料制度の切替手続には墓所使用許可証の原本を必ずご提出ください。

墓所使用許可証とは、真駒内滝野霊園が交付する『お墓の権利証』です。お墓の建立・名義変更の手続きを行ったお客様へ交付しています。名義変更手続には墓所使用許可証の原本を必ずご提出ください。

※ 供養墓の利用者には供養墓使用証明証を交付しています。

^{*1} 墓所使用許可証と永代使用許可証は同一のものです。交付年度により名称が異なります。新しい墓所使用許可証は、手続完了後(納骨予定がある場合は納骨日)から30日以内に権利者へ簡易書留やレターパックなどで発送します。

お客様番号

手続きのお問合せやお申込みには、「お客様番号(整理番号)」が必要です。お客様番号は墓所使用許可証(永代使用許可証)や供養墓使用証明証、朋だよりなどを発送する際の封筒類に記載しています。

※ 墓所使用許可証と永代使用許可証は同一のものです。交付年度によりファイルの名称や仕様も異なります。

名義変更手続

※ 供養墓使用者・有期限制度利用者は手続き不要(管理使用規定第16条1項参照)です。

※ 管理預託金制度利用者は管理使用規定第9条4項により、承継(名義変更)手続はできません。ただし、管理料一括制度への切替を承諾した場合はこの限りではありません。

権利者が死亡した場合は、名義変更手続が必要です。

慣習に従い長男が継ぐケースが多数でしたが、近年では兄弟姉妹の話し合いで決定することが多くなりました。お客様のご事情にそって今後の管理料の支払方法を選択することもできます。まずはご親族間でお話し合いください。

■ 権利者死亡による名義変更の場合

申請書類

墓所手続申請書

必要なもの

- ☐ 墓所使用許可証(永代使用許可証)^{*1}
- ☐ 現権利者の死亡確認書類^{*2}
- ☐ 続柄がわかる戸籍謄本類
(戸籍謄本/戸籍抄本/除籍謄本/除籍抄本など)
- ☐ 新権利者の本籍入り住民票
[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]
- ☐ 新権利者の印鑑登録証明書
- ☐ 新権利者の印鑑(実印)
- ☐ 手続料／11,000円

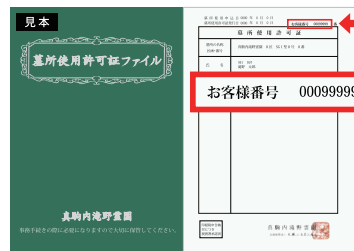
^{*2} 納骨手続と同時に名義変更手続を行う場合は火葬(改葬)許可証を死亡確認書類とします。
※ 申請内容により、全相続人からの同意書および印鑑登録証明書などが必要となる場合があります。

許可証を紛失した
場合は、再交付の
手続きが必要です。

■ 再交付手続

- ☐ 権利者の印鑑登録証明書
- ☐ 印鑑(実印)
- ☐ 申請書類／墓所手続申請書
- ☐ 手続料／2,200円

■ 墓所(永代)使用許可証



■ 朋だよりなどの封筒類



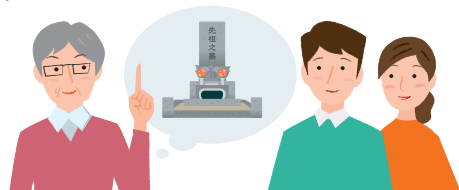
■ 生前名義変更の場合

申請書類

墓所手続申請書・墓所使用に関する同意書

必要なもの

- ☐ 墓所使用許可証(永代使用許可証)^{*1}
- ☐ 続柄がわかる戸籍謄本類
(戸籍謄本/戸籍抄本/除籍謄本/除籍抄本など)
- ☐ 新権利者の本籍入り住民票
[個人番号(マイナンバー)の記載がないもの]
- ☐ 現権利者と新権利者の印鑑登録証明書
- ☐ 現権利者と新権利者の印鑑(実印)
- ☐ 手続料／11,000円



納骨手続

※ 墓所権利者の親族以外の焼骨を埋蔵することはできません。
※ 18区個人墓・夫婦墓・19区夫婦墓Ⅱ・頭大仏御廟・ふる里霊廟は申込時に納骨手続料をお支払い済です。

納骨のながれは14頁をご参照ください。

火葬後、自宅に安置していたお骨を 真駒内滝野霊園に納骨するとき

- ☐ 死体火葬許可証
一般的に火葬場で交付される書類です。
通常は骨箱の中に入っています。
- ☐ 権利者の本人確認書類のコピー
(運転免許証・マイナンバーカード顔写真真面のみなど)
- ☐ 申請書類／埋蔵申請書
- ☐ 手続料／16,500円



※ のど仏やお骨の一部を分骨する場合は、別途分骨手続と手続料が必要です。
また、分骨したお骨を納骨する場合は、別途納骨手続と手続料が必要です。

他の墓地または寺院からお骨を移動してくるとき

お骨を移動することを『改葬』といいます。お骨が埋蔵・収蔵されている霊園や寺院が発行する『埋蔵証明書(収蔵証明書)』に真駒内滝野霊園が発行する『受入証明書』^{*3}をそえて、管轄の市町村役場に提出すると『改葬許可証』が交付されます。
^{*3} 札幌市など、自治体によっては受入証明書の提出が不要場合があります。

- ☐ 改葬許可証
- ☐ 権利者の本人確認書類のコピー
(運転免許証・マイナンバーカード顔写真真面のみなど)
- ☐ 申請書類／埋蔵申請書
- ☐ 手続料／16,500円

ペットの納骨手続

※ ペットの焼骨は、ペットと共に埋蔵可能な専用区画以外は納骨することができません。

- ☐ 権利者の本人確認書類のコピー
(運転免許証・マイナンバーカード顔写真真面のみなど)
- ☐ 申請書類／埋蔵申請書
- ☐ 手続料／11,000円

「住民票の写し」「戸籍の附票の写し」とは？

原本の内容に基づいて作成され、原本と同一の内容を有する文書は「写し」と呼ばれます。各自治体やコンビニ、管理事務所内のマルチコピー機で交付される書類は、「住民票の写し」「戸籍の附票の写し」であり、事務手続の際はそちらをご提出ください。コピーした書類を受理することはできません。

※ コピーした用紙は『複写』や『複製』、『COPY』といった文字が浮き出ます。



管理事務所のご案内

●事務手続窓口

墓所位置のご案内、納骨やご法要の予約・手続き、住所変更手続、管理料制度の切替相談、手続料お支払いなどを承っております。

●マルチコピー機

お墓の手続きに必要な住民票や印鑑登録証明書などの交付を受けることができます。

【必要なもの】
・マイナンバーカード
・数字4桁の暗証番号
・交付手数料

●売店

お墓参りや納骨に必要な品々を取り揃えております。

線香・ローソクセット 300円
供花 1束 600円～
納骨袋(さらしの袋) 1,000円

●コインロッカー

荷物をお預けいただけます。ご利用の際は100円硬貨をご用意ください。

※ 紛失などの事故の保証はいたしかねます。
※ スーツケースなど、大きな荷物をお預かりすることはできません。

住所変更のお願い[無料]

真駒内滝野霊園では、各種手続に関するお知らせ・会報などの発送・自然災害が起きた場合などの重要なご連絡を行うため、お墓の連絡先を確認しています。転居などで住所・電話番号が変更になった場合は、公式ホームページ・同封の各種申込書・お電話で住所変更手続をお願いいたします。なお、墓所使用について確認する必要がある場合、お墓に連絡用の看板を設置することがあります。お気づきの点などがありましたら、管理事務所までお問合せください。

真駒内滝野霊園管理事務所 ☎011-592-1223 受付時間／9:00～16:00



住所変更の
手続きはこちら

